

簗子小学校跡地活用会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、簗子小学校跡地の活用に向けて、跡地活用の実現手法等を示す「簗子小学校跡地活用方針」の検討を行うにあたり、参考となる意見を聴取する「簗子小学校跡地活用委員」（以下「委員」という。）及び委員の意見聴取を行う「簗子小学校跡地活用会議（以下「会議」という。）」に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の選任)

第2条 委員の人数は、10名とし、委員は、住宅都市局長（以下「局長」という。）が依頼及び選任する。

2 委員は、再任することができる。

(委員への委嘱事項)

第3条 局長は、次の事項について委員から意見を聴取する。

（1）簗子小学校跡地活用方針に関すること。

（2）その他局長が必要と認めること。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月末までとする。ただし、特別の事由があると認められるときは、別に任期を定めることができる。

(会議)

第5条 局長は、委員の意見聴取を行うため会議を開催することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 会議では、委員の互選により、委員長及び副委員長を選任する。

2 委員長は会議を主宰し、会議の議事進行に必要な事項を定める。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは副委員長がその職務を代行する。

(情報公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、特定の法人又は個人の情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（以下「非公開情報」という。）に触れる場合や、契約、交渉又は争訟に係る事務に關し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれがある等、会議を非公開とすべきであると局長が認めたときは、会議を非公開とすることができる。

2 議事録については、前項で規定する非公開情報を除きその概要を公開する。

3 会議の傍聴に係る手続その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第8条 会議を非公開で行う場合は、委員及びその他の会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、局長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月4日から施行する。